

○経済産業省令第 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第四十一条、第四十七条第二項及び第四十八条の規定に基づき、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 武藤 容治

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
(表示)	(表示)

第二十条 法第四十八条の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとと同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

- 一 別表第六第一号から第八号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第七に定める様式の表示
- 二 別表第六第九号から第十七号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第八に定める様式の表示。ただし、第十号の液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては

第二十条 法第四十八条の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとと同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。

- 一 別表第六第一号から第七号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第七に定める様式の表示
- 二 別表第六第八号から第十六号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第八に定める様式の表示。ただし、第九号の液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては

、同表に定める様式の表示のほか、当分の間、別表第九に定める様式の表示を使用することができる。

（登録の区分）

第二十一条 法第五十一条第一項の経済産業省令で定める特定液化石油ガス器具等の区分は、次のとおりとする。

一～七 （略）

八 携帯液化石油ガス用バーナー

別表第1（第3条関係）

、同表に定める様式の表示のほか、当分の間、別表第九に定める様式の表示を使用することができる。

（登録の区分）

第二十一条 法第五十一条第一項の経済産業省令で定める特定液化石油ガス器具等の区分は、次のとおりとする。

一～七 （略）

（新設）

別表第1（第3条関係）

別表第2（第5条関係）

番号	7	1 }	8 }	9 }	17
液化石油ガス器具等の区分		(略)	携帯液化石油ガス用バーナー	(略)	

別表第2（第5条関係）

番号	7	1 }	設 (新 新設)	8 }	16
液化石油ガス器具等の区分		(略)		(略)	

液化石油 ガス器具 等の区分	カートリ ッジガス こんろ ガス栓	携帯液化 石油ガス	用バーナ
型式の区分	要素	(略)	ガスを充
材質等の区分	(略)	(1) 容器から突出した容 器バルブをもつもの	(2) 接続部がねじ式のも

液化石油 ガス器具 等の区分	カートリ ッジガス こんろ ガス栓	(新設)
型式の区分	要素	(新設)
材質等の区分	(略)	(新設)

点 火 の 動	式	点 火 の 方	ズ ル の 数	お け る ノ	ー ナ ー に	メ ー ン バ	部 の 形 状	器 の 接 続	填 し た 容
(1) 器 具 栓 の 開 栓 と 点 火	(2) そ の 他 の も の	(1) 電 気 点 火 式 の も の			(2) 二 個 以 上 の も の	(1) 一 個 の も の		(3) そ の 他 の も の	の

(新設)	(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	

作	造 化 する 構 ガスを 気 液化石油
が別の動作のもの (2) 器具栓の開栓と点火 が一つの動作で行われ るが、手を離すと液化 石油ガスの通路が閉ざ されるもの (3) その他のもの	(1) 液化石油ガスの導管 が直接炎と接するもの (2) 液化石油ガスの取入 部からノズルまでの液 化石石油ガスの通る部分

(新設)	
(新設)	

イ・ロ (略)

ハ 別表第一第十五号又は第十七号の液化石油ガス器具等にあつては、ガス漏れ又は地震による被害を防止するための機能を有するよう設計されるものとする。

(3) 〽 (5) (略)

2 危険源に対する保護

(1) 〽 (8) (略)

(9) ガス漏れによる被害の防止

別表第一第十五号の液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、ガス漏れを検知し、遅滞なく警報を発するように設計されているものとする。

イ・ロ (略)

ハ 別表第一第十四号又は第十六号の液化石油ガス器具等にあつては、ガス漏れ又は地震による被害を防止するための機能を有するよう設計されるものとする。

(3) 〽 (5) (略)

2 危険源に対する保護

(1) 〽 (8) (略)

(9) ガス漏れによる被害の防止

別表第一第十四号の液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、ガス漏れを検知し、遅滞なく警報を発するように設計されているものとする。

(10) 地震による被害の防止

別表第一第十七号の液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、震度五相当以上の地震を検知したときに、遅滞なくガスの通路を遮断するように設計されているものとする。

3 表示

(1) (略)

(2) 個別の規定

イ 3 (1)の規定による表示には、次の(イ)から(ニ)に掲げる液化石油ガス器具等の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ニ)に定める事項を含むこと。

(10) 地震による被害の防止

別表第一第十六号の液化石油ガス器具等は、通常の使用状態において、震度五相当以上の地震を検知したときに、遅滞なくガスの通路を遮断するように設計されているものとする。

3 表示

(1) (略)

(2) 個別の規定

イ 3 (1)の規定による表示には、次の(イ)から(ニ)に掲げる液化石油ガス器具等の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ニ)に定める事項を含むこと。

-
- (イ) 別表第一第一号から第八号までの液化石油ガス器具等 届出事業者の氏名又は名称、法第四十七条第二項に規定する証明書の交付を受けた国内登録検査機関又は外国登録検査機関（以下「検査機関」と総称する。）の氏名又は名称
- (ロ) 別表第一第九号から第十七号までの液化石油ガス器具等 届出事業者の氏名又は名称
- (ハ) 別表第一第五号の液化石油ガス器具等 使用すべきふろがまの型式
- (ニ) 別表第一第十一号及び第十四号の液化石油ガス器具等のうち、開放式のもの
-

- (イ) 別表第一第一号から第七号までの液化石油ガス器具等 届出事業者の氏名又は名称、法第四十七条第二項に規定する証明書の交付を受けた国内登録検査機関又は外国登録検査機関（以下「検査機関」と総称する。）の氏名又は名称
- (ロ) 別表第一第八号から第十六号までの液化石油ガス器具等 届出事業者の氏名又は名称
- (ハ) 別表第一第五号の液化石油ガス器具等 使用すべきふろがまの型式
- (ニ) 別表第一第十号及び第十三号の液化石油ガス器具等のうち、開放式のもの 原
-

原則として赤系色の20ポイント以上の
大きさの文字で「十分な換気をしないと
死亡事故に至るおそれがある。」旨の警

告

ロ 3 (2) イ(イ)又は(ロ)の規定により表示すべき
届出事業者又は検査機関の氏名又は名称に
ついては、その者が経済産業大臣の承認を
受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に
限り、その承認を受けた略称(別表第一第
十四号)の液化石油ガス器具等であつて、開
放式のもののうち容器が組み込まれる構造
のものにあつては、略称又は記号)又は届
け出た登録商標(商標法(昭和三十四年法

則として赤系色の20ポイント以上の大
きさの文字で「十分な換気をしないと死
亡事故に至るおそれがある。」旨の警告

ロ 3 (2) イ(イ)又は(ロ)の規定により表示すべき
届出事業者又は検査機関の氏名又は名称に
ついては、その者が経済産業大臣の承認を
受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に
限り、その承認を受けた略称(別表第一第
十三号)の液化石油ガス器具等であつて、開
放式のもののうち容器が組み込まれる構造
のものにあつては、略称又は記号)又は届
け出た登録商標(商標法(昭和三十四年法

律第二百二十七号) 第二条第五項の登録商標

をいう。)を用いることができる。

ハ (略)

別表第4 (第18条関係)

カートリ	特定液化 石油ガス 器具等の 区分
(略)	検査設備
(略)	検査設備の基準

律第二百二十七号) 第二条第五項の登録商標

をいう。)を用いることができる。

ハ (略)

別表第4 (第18条関係)

カートリ	特定液化 石油ガス 器具等の 区分
(略)	検査設備
(略)	検査設備の基準

		ツジガス こんろく ガス栓		携帯液化 石油ガス 用バーナ		11	
気密試験				耐圧試験 設備			
窒素を充填した容器又は				窒素を充填した容器又は 水圧ポンプ（1・3メガ パスカル以上の圧力を加 えることができるもの） 、圧力計及び液化石油ガ ス漏えい検知器を備えて いること。			
		ツジガス こんろく ガス栓		(新設)			
(新設)				(新設)			
(新設)				(新設)			

設備	恒温設備
圧縮機（0.9メガパスカルの圧力を加えることができるもの）、圧力計及び液化石油ガス漏えい検知器を備えていること。	恒温装置（恒温室又は恒温槽であつて、100度以上2度の温度を維持することが可能なもの）を備えていること。

	（新設）
	（新設）

別表第6（第20条関係）

番号	1 7	8
液化石油ガス 器具等の区分	(略)	携帯液化石油 ガス用バーナ 11
表示の方法	(略)	機器本体の表面の見やす い箇所に容易に消えない 方法で表示すること。

別表第6（第20条関係）

番号	1 7	(新 設)
液化石油ガス 器具等の区分	(略)	(新設)
表示の方法	(略)	(新設)

	17	9
		ㄅ
		(略)
		(略)
	16	8
		ㄅ
		(略)
		(略)

附 則

(施行期日)

この省令は、令和七年二月六日から施行する。